

災害時における
レンタル資機材の優先提供に関する
協定書

亀 岡 市

高石機械産業株式会社

災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定

亀岡市（以下「甲」という。）と高石機械産業株式会社（以下「乙」という。）は、亀岡市内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害応急対策及び救援活動等を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合、もしくは、災害が発生するおそれがある場合にレンタル資機材（以下「資機材」という。）の提供に関する乙の甲への協力について、必要な事項を定めるものとする。

（提供する資機材）

第2条 乙が優先提供する資機材は、車両（特殊車両を含む）、建設機械、発電機、仮設テント・トイレ等、乙が保有する資機材のうち、要請時点において乙が提供可能な資機材とする。

（提供の要請）

第3条 甲が災害時において資機材の確保を図る必要があるときは、乙に対して、その調達が可能な範囲内で資機材の提供を要請することができる。

2 前項における資機材の提供要請は、協力要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができるものとし、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 要請品目・数量
- （2） 引渡し日時・場所
- （3） 借用期間
- （4） 現場引渡者の所属、職・氏名及び連絡先
- （5） その他必要な事項

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うものとする。ただし、乙が要請を受けた時点で物流ライン断絶等により、資機材の調達及び運搬が困難と判定した場合は、乙にて資機材の調達の可否・日時・種類・個数を調査し、甲乙協議のうえ決定する。

(資機材の運搬、引渡し)

第5条 提供資機材の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとし、引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙の指定する業者が引渡し場所への資機材運搬を行うことを予め承諾するものとする。

3 資機材引渡しは、指定場所で甲の指定する者による資機材の確認及び受領をもって、引渡しの完了とする。

(車両の運行支援)

第6条 甲は、乙が機材を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(費用の負担)

第7条 資機材の提供に係る賃貸借料及び運搬等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 業務従事に伴い、第三者に損害を与えた場合は、その責に帰すべき事由によるものを除き、乙がその賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第9条 第5条の規定により業務に従事した者が、そのため死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、次に掲げる場合を除き、「災害救助法第12条」の規定によりその損害を補償する。

なお、災害救助法が適用されない場合には、地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償制度の定めるところに準じて、その損害を補償するものとし、甲乙誠意をもって協議するものとする。

(1) 協力に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 他の制度等により補償を受ける場合

(3) 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、本協定にかかる連絡責任者を定め、変更等が生じた場合は、速やかに相手方に報告するとともに、毎年、確認のため報告するものとする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るため、防災訓練へ積極的に参加するものとする。

(履行義務の免除)

第12条 乙が被災した場合、甲乙協議のうえ、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了日までに甲、乙いずれかも協定解消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 前項の解消の申し出は、1箇月前までに相手方に文章で申し出るものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年3月15日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 桂川 孝裕

乙 京都府京都市中京区四条通中新道西入

高石機械産業株式会社
代表取締役 村松 建一